

氏名 秋富 創

論文題目 「第一次世界大戦期イギリスにおける通商政策構想」

論文審査結果の要旨

I

本論文は、1915 年末から 1917 年半ばにいたる時期のイギリスの「通商政策構想」をめぐる議論の展開を跡づけ、第一次大戦期を 19 世紀以来の「帝国膨張路線」から「帝国関税同盟路線」への転換点、大戦後を前者の復活とみなし、大戦期の政策構想と大戦後の政策を「断絶」の関係で捉える通説に対して、両者を「連続」の関係で捉える見解を提示することを課題とした研究である。

II

第 I 章（はじめに）は、第一次大戦期の経済政策・通商政策と大戦後の政策との関係をめぐる内外の研究史を整理した上で、大戦期のイギリスが大戦後・1920 年代を展望した新たな通商政策構想を計画していたことを示すことによって、「断続説」という通説に異を唱え「連続説」を提示する、との論文の課題を提示する。

第 II 章（1916 年連合経済会議）は、1915 年末のクレマンテル提案から 1916 年 6 月の開催に至るまでの「連合経済会議」をめぐるイギリス側の対応を取り上げ、以下の点を主張する。イギリス政府の対応の中心となった商務省の構想は、「関税政策を含む選択肢」によって、戦前ドイツに依存していた必須産業の保護・育成をめざすとともに、中立国との通商関係の重要性を考慮し、連合国と中立国に対する交易条件を平等に取り扱うものであった。それは連合国協調体制というクレマンテル提案の枠組みを認めながら、実際には、閉鎖的な「連合経済ブロック」の形成という彼の構想の核心部分を排除し、開放的システムの形成をめざした。これに対して、ヒューインズに代表される関税改革主義者は、世紀初頭以来「関税改革運動」が主張して来た帝国特惠関税に連合国特惠関税を接木し、敵国と中立国を差別的に取り扱うことを主張し、クレマンテルに近い閉鎖的な経済ブロックの構想を抱いていた。商務省の立場を支持したのは、しばしば考えられるように関税改革主義者ではなく、中立国との通商関係を重視し、開放的システムの堅持を望んだロンドンを中心とする商工会議所の多数派であった。

第 III 章（前期バルフォア委員会の通商政策構想）では、連合国経済会議決議採択直後の 1916 年 7 月、この決議と国内政策の整合を目的に自由貿易主義者と関税改革主義者の混成部隊として任命された「商工業政策に関する委員会」（バルフォア委員会）のうちで、1917 年 2 月まで活動した前期バルフォア委員会を取り上げてその議論を整理し、以下の点を指摘する。戦後復興期の「過渡的方策」を対象とする「輸入暫定報告」・「輸出暫定報告」は、クレマンテル報告の路線を否定し、「一時的な輸入禁止措置」と「自由市場競争」を説く商務省の立場に合流した。帝国特惠をめぐる議論では、帝国特惠が食糧関税を伴うことを憂慮

した委員長バルフォアが「関税以外の手段による帝国特惠」を提案し、これに対して関税改革主義者は、「食糧関税を含む帝国特惠」を要求した。結局、委員会は食糧関税の事実上の棚上げと工業関税のみの特惠関税という「中間的な帝国特惠」の方向を採択したが、これは委員会が商務省流の開放的システムを支持したことを意味する。

第IV章(1917年戦時帝国閣議・会議)は、1917年3月-5月に開催された「戦時帝国閣議」と「戦時帝国会議」を取り上げ、敵国との講和条件や戦後の通商政策をめぐって帝国レベルで展開された議論を跡づけ、以下の点を明らかにしている。この二つの会議では、ドイツが経済的に疲弊したことによってパリ決議が想定したような「戦後の経済戦争」の可能性はなくなったこと、さらに賠償問題に関するケインズらの提案を契機として、賠償支払いを可能にするためにドイツの経済復興を承認し、ドイツを包摂した国際協調体制の構築をめざすことが確認された。これらの事実は、帝国全体がクレマンテル構想からの離脱を決定したことを意味する。またこの決定は本国＝植民地間の通商関係をめぐる議論に影響を及ぼし、イギリス帝国は食糧関税を含む帝国特惠関税の導入を求めるニュージーランドの提案を却下し、帝国特惠を実現する手段を帝国内諸国の裁量権に委ねることを合意した。かくしてイギリスは植民地との間でも開放的システムを構築する可能性を与えられた。

第V章(後期バルフォア委員会とロング委員会)では、1917年2月以降の「後期バルフォア委員会」における「基礎的」産業に対する関税政策の適用に関する「一般的通商政策」をめぐる議論と、「戦時帝国閣議・会議」で採択された先の「帝国特惠決議」を具体化するために1917年8月に任命された「ロング委員会」における通商条約と帝国特惠関税をめぐる議論を検討し、次の点を明らかにする。バルフォア委員会では、関税改革派の「国内産業振興」論と自由貿易派の「他産業へのダメージ」論が対立したが、委員長バルフォアは、後者の立場から、輸出産業のコスト抑制が中立国市場における競争力維持の鍵となると考え、関税賦課の範囲を限定する「選択的関税政策」を主張し、委員会多数派の支持を獲得した。委員会は、商務省流の開放的システムをあらためて支持したのである。一方、ロング委員会の結論も既存の通商条約を維持することを示唆するとともに、新規の食糧関税については議論せず、開放的システムに対する合意の立場を示した。

第VI章(むすび)は、第V章までの分析を総括した上で、以下のように、第一次大戦期の通商政策構想と大戦後の通商政策を連続的に捉える「仮説」を提示し、さらにこの構想が20世紀イギリス通商政策史において占める意義に言及する。1919年財政法と1921年産業保護法に体现された大戦後の通商政策は、植民地からの輸入が期待される嗜好品に対する特惠関税は高く設定する一方で、植民地の生産が希少なマッケナ関税製品・枢軸産業製品に対する特惠関税を寛大に扱ったこと、外国製品のダンピング防止に関する規定の適用を受けて1925年までに課税された製品が4品目にすぎなかったことに見られるように、世界中との通商を原則とする「開かれた帝国」の維持を優先し、一部の国内産業(マッケナ関税対象製品・枢軸産業製品)に必要最小限の関税を導入したにすぎない。この政策は、通説

のように、「帝国膨張」路線と「帝国関税同盟」路線の並存と捉えるべきではなく、「開かれた帝国政策」と関税政策という形で両路線の政策要素の一面を兼備した第三の「総合」的政策路線として捉えるべきである。開放的システムの形成と産業保護の両立を追求した第一次大戦期の通商政策構想こそ、この「第三路線」の起源にほかならず、この路線を通じて戦時の構想と戦後の政策は連続の関係で把握される。またこの路線は、「開かれた帝国」の堅持を基本としながら、個別企業の利害・関心に即して通商情報を提供することによって、「個人の自助努力の領域」に干渉するという、1880年代に始まる通商政策の新たな段階の延長線上に位置し、関税政策を加えることによってそれをさらに強化したものである。

III

以上の内容を持つ本論文は、「連合国経済会議」から「ロング委員会」にいたる第一次大戦期の通商政策に関わる一連の委員会・会議の議事録・報告書などの一次史料を丹念に読むことによって、商務省、商工会議所を中心としたさまざまなアクターの政策論の内容を詳細に跡づけ、いくつかの新しい事実を明らかにした点に、第一の意義を認めることができる。とくにこの時期の商務省と通商政策に関する実証研究はこれまで不十分であっただけに、本論文が明らかにした事実は、イギリス経済史研究のみならず、第一次大戦期の国際関係史研究にとっても、貴重な貢献と評価されよう。

さらに本論文が、議論の詳細な紹介で終わることなく、第一次大戦期の通商政策構想と1920年代の通商政策を連続的に捉える主張を積極的に展開することによって、両者を断絶的に捉える従来の通説の再検討を打ち出している点は評価に値する。またこの連続説を主張するに際して、「帝国膨張路線」と「帝国関税同盟路線」という、研究史上設定されてきた二つの政策路線のいずれとも異なり、それらを総合した「第三路線」が存在したことを提示しようとした意欲も評価出来よう。

しかし本論文には多くの問題点が残されている。第一の問題は、著者の最大のオリジナリティーと目される「第三路線」を設定する根拠がなお薄弱な点である。これが従来指摘されてきた二つの政策路線に対峙する、体系性を持った「第三路線」であることを説得的に主張するためには、この路線が当時の産業構造や社会経済的利害とどのように対応していたかを明らかにすること、妥協の場となりやすいこれらの委員会における議論の整理だけでなく他の史料・文献を活用して政策構想を多面的に描き出すこと、関税政策を始めとする諸概念を明確にすること、この路線が通商政策を越えてイギリスの経済・産業についていかなる理解をしていたかを明らかにすること、商務省だけでなく通商政策にも大きな発言力を持っていたと考えられる大蔵省の政策構想を検討することなど、なおいくつかの課題が残されている。

第二に、第一次大戦期の政策構想の歴史的意義に関する問題点が指摘されよう。著者は1880年代に起源を持つ通商政策の変化の新たな段階を画するものとして大戦期の政策構想を位置づけるが、この段階的な変化が生じた理由については明瞭ではない。さらに大戦期

の政策構想の歴史的意義を論ずるならば、第一次大戦前との関係を論ずるだけでなく、1920年代を時期区分してより綿密に検討することや、1930年代の政策転換との関係を明らかにすることが必要である。

第三に、大戦後のドイツに対して和解的な「第三路線」が、ヴェルサイユ講和会議における対独賠償請求というイギリス政府の立場とどのように整合的に捉えられるかについて不問にされていることも問題であり、クレマンテルやフランス側の態度に関するより正確な理解と併せて、改善が期待される場所である。

第四に、構成上も問題点があることを指摘しておかなければならない。とくに、「仮説」を「おわりに」の部分で初めて提示する構成は、読者に極めて不親切である。奇を衒うことなく、素直に冒頭の課題設定の部分で「仮説」を提示した方が、読者ははるかに興味を持って読み進むことが出来るであろう。

以上の問題点が残るとはいえ、本論文に示された実証的研究成果と問題提起は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を持っていることを明らかにしている。したがって審査委員会は、全員一致で本論文の著者が博士(経済学)の学位を授与されるに値するとの結論を得た。